

報 告

本院は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月7日、国家公務員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について官民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

1 本年の月例給に関する国家公務員給与と民間給与の実態

(1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和2年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員（140,017人、平均年齢43.2歳）の平均給与月額は408,868円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により2,255円減少している。

(注) 平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額（管理職手

当)、扶養手当、住居手当等(所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)の全ての給与の平均月額をいう。

(職員の給与に関する報告(令和2年10月7日) 第2の2(1) 参照)

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約12,000事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種約41万人及び研究員、教員等32職種約2万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、80.2%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

イ 初任給の状況

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間事業所における初任給の状況について、企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で51.5%(昨年48.7%)、高校卒で32.8%(同30.3%)となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で32.9%(同38.4%)、高校卒で37.5%(同41.2%)

%)、据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.4% (同60.8%)、高校卒で62.0% (同58.2%) となっている。

(職員の給与に関する報告 (令和2年10月7日) 第2の2(2) 参照)

(参考資料 民間給与関係 参照)

2 本年の月例給に関する国家公務員給与と民間給与との比較

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額(公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額)を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて精密に比較(ラスパイレス方式)を行ってきた。

本年4月分の給与について、官民較差を算出したところ、別表に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均164円(0.04%)上回っていた。

3 本年の月例給の改定方針

前記2のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給は、民間給与を164円(0.04%)上回っている。

官民給与の較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないこととする。